

臨時国会召集要求書

現在、我が国は重大な課題が山積している。国民の生活に直結する物価高の対策、世界で一番感染者が多い新型コロナウイルスの第七波への対応、国論を二分している安倍元総理の国葬問題、旧統一教会に関する大臣や自民党議員の闇与、我が国周辺の安全保障、各地で頻発する豪雨災害をはじめ、国会で議論をしなければならない課題は、ここに列挙しきれない。

これらの諸課題に対応するために、八月三日に召集される臨時国会は十分な会期をとるべきであると、七月二十五日に野党の国対委員長間で確認をし、翌二十六日に与党に対しても大幅な会期を求めた。然るに、政府与党は野党の求めを受け入れず、必要に応じて適切な時期に閉会中審査を行うとして、三日間の会期を提示して八月五日に国会を開じた。

ところが、岸田総理は、国会が閉じた直後に内閣改造を表明し、八月十日に新閣僚を発表した。これは、公党間の約束を破る騙し討ちとしか言いようがない暴挙である。国会が閉じる前に内閣改造を発表すれば、野党から国会の会期延長を求められることを危惧して、国会が閉じるまで内閣改造を隠蔽したと断じざるを得ない。

今回の内閣改造で、十九名の閣僚のうち十四名も入れ替わった。新たな内閣と大臣に、行政の執行を白紙委任することはできず、当然、国民の負託を受けていた立法府としては、早急に總理や閣僚の所信を聴取し、それに対する質疑を行わなければならない。しかし、岸田総理は秋まで国会を開かないと報道されている。内閣と国会は、長い夏休みをとっている場合ではない。たちに、國權の最高機関である国会を召集し、政府は法案や予算を提出するとともに、あらゆる疑惑について説明責任を果たさなくてはならない。議員も行政を厳しく監視しつつ、真摯に議論を尽くして必要な予算や法律を成立させなければならぬ。そのためには、早期の国会召集が必要である。

よつてここに、日本国憲法第五十三条に基づき、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、れいわ新選組、有志の会及び社会民主党は、衆議院議員百二十六名の連名により、早急に臨時国会を召集するよう強く求める。憲法第五十三条には「いづれかの議院の總議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」と明記されている。召集時期に触れていいないとはいへ、「内閣には合理的期間内に召集する法的義務がある」との判決もある。さらに、国会を開かずに様々な問題を放置し続けることは、内閣の重大な不作為であり、国民の生活を蔑ろにし、國益を損ねることに他ならない。これらのことを重く受け止め、岸田内閣は、国民のために一刻も早く国会を召集するよう早急に対応を取られたい。

令和四年八月十八日

馬淵澄夫外百二十五名

代表者

馬淵 澄夫

馬淵 澄夫

古川 元久

古川 元久

穀田 恵二

穀田 恵二

たがや 亮

たがや 亮

福島 伸喜

福島 伸喜

大石あきこ	緒方林太郎	田赤貴政	前田誠	浅原中野	渡吉田辺	山森木けん	松田島か	福中堤	白石謙	近藤	源馬谷	岡本	荒井あ	お井	泉健	馬淵	
柳瀬万里	吉良周州司	高笠橋千鶴子	玉岸木本雄	岸木本雄	渡吉田辺は	山谷岡川	松原間	藤谷塚次	宮間	小山	奥宮	大小川	稻富	新垣	安住	總直一	新川修邦
たがや亮	北神圭朗	宮穀岳志	長友恵	穀友恵	米山喜	柚木道	太岡下	寺場村	松田	末塚	寺原	佐合	城原	梅井	阿井	坂谷	坂部
仁木博文	宮志和徹	西鈴岡秀	長藤慎治	德アレック	栄	達雄	樹大四	篠義	藤公	坂貴	田精	佐健	井展	城慎	信之	守彦	之介
福島伸章	本塩村川	古鈴川木	後妻祐	金永木	笠原	湯原	山川	鈴木	坂本	菊子	木田	佐祐	後澤	金田	逢伊	青柳	
申	伸鉄子也	元義久弘	玄義	智俊	早稻田	吉田	牧田	伴野	中村	下村	田嶋	下嶋	神津	玄井	鎌田	大河	枝野
享			義	正俊	山田	田嶋	伴野	中嶋	下嶋	櫻嶋	田嶋	下嶋	神津	玄井	鎌田	大河	枝野
章			久弘	正義	田嶋	田嶋	伴野	中嶋	下嶋	櫻嶋	田嶋	下嶋	神津	玄井	鎌田	大河	枝野